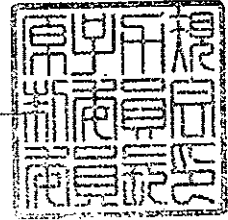


平成24年9月19日原規総発第120919114号

原子力規制庁組織細則（平成24年9月19日原規総発第120919002号）第9条及び別表第2に規定する原子力防災専門官の資格要件に係る訓令を次のように定める。

平成24年9月19日

原子力規制委員会委員長 田中 俊



原子力規制庁組織細則第9条及び別表第2に規定する原子力防災専門官の資格要件に係る訓令

（原子力防災専門官）

原子力規制庁組織細則第9条及び別表第2に規定する原子力防災専門官は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 原子力保安検査官の資格を有する者であって、原子力規制委員会委員長が認める防災その他危機管理に関する研修を受け、これを修了した者
- 二 防災その他危機管理に関する行政事務に通算して4年以上従事した者であって、前号の研修を受け、これを修了した者
- 三 原子力規制委員会委員長が、前二号に掲げる者と同等以上の資格要件を有すると認める者（過去に原子力防災専門官の職にあった者等）

附 則

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成24年9月19日から施行する。

（経過措置）

第2条 この訓令の施行前に、文部科学省又は原子力安全・保安院において、原子力防災専門官の資格要件としてそれぞれ認められていた研修を修了した者は、この訓令に基づく研修を受講したものとみなす。